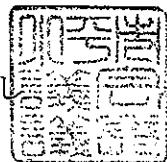


平議発第72号
令和4年9月30日

小平市長 小林洋子 殿

小平市議会議長 松岡あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、令和4年10月17日までにお願いいたします。

令和4年9月30日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会
会派代表者名 伊藤央
質問者名 伊藤央

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

保育課長が市内保育園保護者団体の発行する会報の内容に干渉したことについて

2 質問の理由及び趣旨

本年9月15日、市内の保育園3園の保護者で構成される団体の会長A氏より以下の内容のメールが伊藤宛てに届いた。

「本日は市保育課長より、〇〇（保護者団体名）にて発行している配布物についてお叱りを受けましたのでご相談させていただきたく存じます。今月発行した〇〇ニュースに伊藤様のFacebookや他の市議からお伺いした内容をもとに園庭縮小問題について掲載いたしました。その内容につき本日、市保育課長B様より市役所へ呼び出しがありお叱りを受けました。お話の内容につきましては以下の通りです。

- ・〇〇ニュースに記載の園庭縮小問題について事実に誤りがある
- ・本件、事実に誤りがあり大変に問題なので上にも報告した
- ・Aさんも事業者から法的責任を問われる可能性がある
- ・園庭縮小問題は百条調査中なので〇〇ニュースへの掲載は控えて欲しい
- ・保育課長Bから訂正の申し入れをしたと公開して構わない
- ・〇〇ニュースを読んだ保護者よりお叱りの電話があった

〇〇ニュースの記載について問題となったのは下記の部分です

>2次選考前に代表と小林洋子氏が会い、その場で申請時の土地面積を大きくするよう

>小林氏から代表に対しアドバイスがあつたことなどが明らかになりました。

【ご指摘内容】

◆市長と代表が会ったのは問題発覚後であり2次選考前ではない
◆アドバイスではなく「土地を購入しなさい」という指示（以上、抜粋して引用）
保育課長の言動は市職員の職務を超えたものであり、看過できないと考える。またA氏が保育課長より会報の記載内容について訂正を求められ、法的責任にも言及されたことで会長としての早急な対応を求められ、困惑されていることから、以下質問する。

- ①メールの記載内容に事実誤認はあるか。あれば、具体的に示せ。
- ②市民団体が発行する会報の記載内容について市職員が「掲載を控えてほしい」などの要求をしたり、訂正を求めたりすることは適當か。法的根拠も含めて示せ。
- ③過去にも市民団体等への発行物に対し指導を行うような行為があつたか。
- ④「事実に誤りがあり大変に問題なので上にも報告した」とあるが、「上」とは具体的に誰の

ことか。子ども家庭部長が不在の現在、市長もしくは副市長と考えられるが、どちらのことか。
⑤「事実に誤りがある」とした部分について、市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会での調査、本定例会での伊藤の一般質問への答弁に照らしても誤りがあるとは思えないが、市の見解を問う。

⑥「Aさんも事業者から法的責任を問われる可能性がある」とはどういう意味か。具体的に説明せよ。

⑦「ニュースを読んだ保護者よりお叱りの電話があった」と言ったそうだが、「お叱りの電話」の件数と内容について示せ。

⑧上記の保育課長の言動について市長は把握していたか。また、市長の指示によるものか。

⑨本件内容で緊急質問を行う旨を通告した後、保育課長が Aさんに電話をかけ、「伊藤議員が本件について本会議で質問することになりそうだが、市議の誰に話したのか」と尋ねたと聞いているが事実か。また、市民にそのようなことを問い合わせることは市職員の行動として適當か。

⑩前述の電話の際に「大変な騒ぎになって私も責任を追及される」「場合によっては Aさんも巻き込まれるかもしれない」と恫喝ともとれる発言をしたと聞いているが、事実か。事実であれば、「巻き込まれるかもしれない」とはどういう意味か。

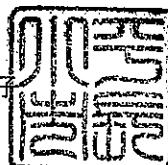
⑪当初、本件内容で緊急質問を行うことに賛成する意向を示していた日本共産党小平市議団がこれに反対したが、市長はこのことに直接、または間接的に関与したか。関与したとすると、緊急質問を行われると困ることが何かあるのか。



平子保収第201号
令和4年10月5日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のように回答いたします。

1 本件の経緯といたしましては、当該配布物をお読みになった保護者からお問合せがあり、当該配布物に記載の内容が事実と異なる記載があることから、その内容の確認と修正をお願いすべく、会長に来庁いただきました。

会長にお伝えした内容といたしましては、当該配布物に市内認可保育園開園時園庭縮小問題特別委員会（以下、「特別委員会」という。）で「2次選考前に代表と小林洋子氏が会い、その場で申請時の土地面積を大きくするよう、小林氏から代表に対し、アドバイスがあったことなどが明らかになりました」と記載されておりました部分について、事業者に土地を購入してほしいとお伝えしたのは、昨年の2次選考前に会った際ではなく、本年1月24日以降の問題発覚後になってからであるということでございます。

従いまして、ご質問いただきましたメールの「ご指摘内容」とされているところでございますが、会長とお話した内容とは異なり、正しくは、市長と代表が会ったのは、昨年の2次選考前であるものの、本年1月24日以降の問題発覚後に、園庭縮小問題を解決するために土地を何とか購入してほしいとお願いしたことを会長にお伝えしたところでございます。

なお、会長には配布物への掲載を控えるよう要求したのではなく、事実を十分に確認していただいた上で、記載していただきたいと、お伝えしており、内容を確認し、訂正する旨のご回答をいただいております。

2 市民団体が発行する会報の記載内容について市職員が訂正を求めるにつきましては、事実と異なる記載がある配布物等により、市民の皆様の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるようなおそれのある場合は、記載内容の訂正をお願いするなどの適切な対応が必要であると認識しております。これは、職務の範囲内と認識しております。

3 過去における指導につきましては、過去の記録は残っておりませんが、通常、市政に関して誤った記載が判明した場合には、必要に応じて訂正をお願いすることはございます。

4 「上」への報告につきましては、本件は、特別委員会で取り上げられる重大な問題であることから、市長と副市長が報告を受けております。

5 事実に誤りがあるとした部分につきましては、第1点目でも、お答えいたしましたとおり、

配布物には「2次選考前に代表と小林洋子氏が会い、その場で申請時の土地面積を大きくするよう小林氏から代表に対しアドバイスがあったことなどが明らかになりました。」と記載がありました。また、本年8月30日の特別委員会での伊藤委員と事業者との質疑応答でも、1月24日の問題発覚後に、市長から園庭縮小問題を解決するために土地購入のお願いがあったとされていることから、2次選考前にアドバイスがあったとの記載は、異なるものと捉えております。

- 6 事業者から法的責任を問われる可能性につきましては、特別委員会で調査中の内容であり、事業者も風評被害について言及していることから、事実を確認せずに記載し、事業者の社会的評価に影響が及んだ場合などは、事業者から訴えられる可能性があることを、ご説明いたしました。
- 7 保護者からのお問合せにつきましては、配布物をお読みになった保護者から、記載の内容は事実であるかとのお問合せが1件ございました。
- 8 保育課長の言動の把握につきましては、本件について、記載内容の訂正をお願いするなど、報告を受けてございます。また、市長が記載内容の確認をするよう指示したところでございます。
- 9 緊急質問通告後の行動につきましては、緊急質問通告後にお電話したことは、会長にお会いしあなたの内容と、緊急質問にあるメールの内容とに齟齬があったことから、事実を確認するために、保育課長が会長にお電話いたしました。なお、本件についてお会いした際には議員に事実の確認をされるとお聞きしていたため、議員に事実を確認されたかをお伺いしたところでございます。これらのこととは、適切な行動であったと考えております。
- 10 電話での発言内容につきましては、巻き込まれるかもしれないと恫喝したことではなく、会長ご本人からご迷惑をおかけしたとのお話しもあったことから、議会で公となり結果的に会長にご迷惑がかかる事態となるのが残念だということをお伝えいたしました。
- 11 緊急質問への市長の関与につきましては、緊急質問の発言の許可の賛否に、市長は関与しておりません。